

意識障害等の惹起と傷害罪の成否について(最高裁平成 24 年 1 月 30 日第三小法廷決定)¹

1. 事実の概要

大学病院の医師である被告人が、同病院内において、フルイニトラゼパムを含有する睡眠薬の粉末を混入した洋菓子を、同病院の休日当直医として勤務していた被害者に提供し、事情を知らない被害者に食させて、被害者に約 6 時間にわたる意識障害及び筋弛緩作用を伴う急性薬物中毒の症状を生じさせ、6 日後に、同病院の研究室において、医学研究中であった被害者が机上に置いていた飲みかけの缶入りの飲料に上記同様の睡眠薬の粉末及び麻酔薬を混入し、事情を知らない被害者に飲ませて、被害者に約 2 時間にわたる意識障害及び筋弛緩作用を伴う急性薬物中毒の症状を生じさせた。

2. 判旨

被告人は、病院で勤務中ないし研究中であった被害者に対し、睡眠薬等を摂取させたことによって、約 6 時間又は約 2 時間にわたり意識障害及び筋弛緩作用を伴う急性薬物中毒の症状を生じさせ、もって、被害者の健康状態を不良に変更し、その生活機能の障害を惹起したものであるから、いずれの事件についても傷害罪が成立すると解するのが相当である。所論指摘の昏睡強盗罪との関係についての解釈が傷害罪の成否が問題となっている本件の帰すうに影響を及ぼすものではなく、所論のような理由により本件について傷害罪の成立が否定されることはないというべきである。

したがって、本件につき傷害罪の成立を認めた第一審判決を維持した原判断は正当である。

3. 意義

傷害罪にいう「傷害」とは判例・学説上、一般に、人の生理的機能の不良な変更と定義される。そして本件で争われたのは、この「傷害」該当性である。

本件において昏睡強盗罪や準強姦罪についての刑法の規定(239 条、178 条 2 項)がそれらの手段として予定する程度の昏睡を生じさせたにとどまるときは、強盗致傷罪や強姦致傷罪の成立を認めるべきではないところ、強盗致傷罪、強姦致傷罪の「傷害」と傷害罪の「傷害」を同一の意味と解すと、昏睡強盗罪や準強姦罪において予定される程度の昏睡は傷害罪における「傷害」にあたらないことから、意識障害等を惹起させることは「傷害」から除外されるのではないかという問題がある。

まず、昏睡による意識障害それ自体は、昏睡強盗罪の構成要件において当然の前提とされているものだから、強盗致傷罪にいう「負傷」にあたらないと解する。

この点、強盗致傷罪、強姦致傷罪の「傷害」と傷害罪の「傷害」を同一に解することはできないと考える。なぜなら昏睡強盗罪等において予定されている程度の昏睡にとどまる場合に強盗致傷罪が認められないのは、これら構成要件相互の関係から導かれるものであり、傷害罪について同様の限定解釈をする基礎はないからである。

以上

¹ 判例タイムズ 1371 号 137 ページ